

令和5年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の締結状況の公表について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号による随意契約の締結状況について、高島町財務規則(昭和61年3月規則第4号)第111条第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年3月22日 企画財政課

No.	担当部署	業務の内容	契約日	契約金額 (税込)	委託期間	契約相手方	契約相手方の 選定基準	契約相手方とした理由
1	総務課	庁舎敷地内緑地の雪囲い撤去・草刈り・剪定・雪囲い	令和5年4月5日	899,985円	令和5年4月6日 ～ 令和5年12月15日	公益財団法人東置賜シルバー人材センター 理事長 高橋博	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。 	選定基準に適合する町内唯一の事業者であるため。
2	総務課	草刈集草業務	令和5年5月22日	498,672円	令和5年5月23日 ～ 令和6年3月29日	公益財団法人東置賜シルバー人材センター 理事長 高橋博	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。 	選定基準に適合する町内唯一の事業者であるため。
3	建設課	都市公園施設の保安監視、草刈、トイレ清掃等	令和5年4月4日	4,428,083円	令和5年4月5日 ～ 令和6年3月20日	公益財団法人東置賜シルバー人材センター 理事長 高橋博	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。 	選定基準に適合する町内唯一の事業者であるため。
4	社会教育課	総合交流プラザの平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日の施設管理業務と使用料金徴収等	令和5年4月1日	2,496,490円	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	公益財団法人東置賜シルバー人材センター 理事長 高橋博	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。 	選定基準に適合する町内唯一の事業者であるため。
5	社会教育課	歴史公園施設の雪囲い、保安監視、草刈、トイレ清掃等	令和5年4月1日	2,180,000円	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	公益財団法人東置賜シルバー人材センター 理事長 高橋博	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。 	選定基準に適合する町内唯一の事業者であるため。

6	教育総務課	各小学校の草刈り(年3回)	令和5年5月15日	606,528円	令和5年5月15日 ～ 令和5年9月30日	公益財団法人東置賜シルバー人材センター 理事長 高橋博	<ul style="list-style-type: none">・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながること。・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。	選定基準に適合する町内唯一の事業者であるため。
---	-------	---------------	-----------	----------	-----------------------------	--------------------------------	---	-------------------------